

## 茨木市立東中学校 『いじめ防止基本方針』

### <はじめに>

「いじめ」は重大な人権侵害である。しかし、厳罰化や規範意識の醸成だけでは、防止できたり、解決したり、人権意識の発達に資するとは限らない。昨今の情勢や社会的に厳しい環境の中であっても、「いじめを起こさせないこと」を自己目的化してしまうのではなく、子どもの実態をふまえ、日頃の集団づくりからとりくんでいく事が大切である。

子どもの年齢的な発達段階を見定めること、校内での子どもたち同士の関係性、ひとりひとりの背景や課題、集団としての具体的な課題、などをふまえて関わっていくこと、その上で正義感や自己解決能力を養っていくことこそが必要である。

東中学校では、これまで積極的に集団づくりのとりくみを行い、班ノートや個人ノート、懇談などを通じてひとりひとりとしっかりと向き合ってきた。いじめにつながるかどうかではなく、共に生きるものとしての連帯感を養い、集団の力を高めるとりくみを積極的に行ってきたことが、いじめの防止につながってきた。

また校務分掌内に“IFS(いじめ不登校対策)委員会”をつくり定期的に会議を行い、子どものようすを注意深く見守り、情報交換を行い、学校や生徒会のアンケート等を通じていじめの発見にもつとめてきている。万が一『いじめ』事象が起きた時には、ひとりひとりの背景や課題にしっかりと向き合い、保護者と連携し、時間をかけて解決してきている。そして子どもたちが互いに認め合い助け合う環境作りを進めてきている。そのような中で、生徒の連帯感や積極的な学校生活態度が生まれ、落ち着いた学校環境が保たれてきているといえる。

東中学校の『いじめ防止基本方針』は、これまでのそのようなとりくみをふまえ、整理し、より積極的に集団づくりを進めることこそいじめのない集団づくりにつながる、ということを実体化したものである。

### <『いじめ』の定義>

#### ①『いじめ』とは

\* 一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃により、精神的な苦痛を感じていること。

#### ②『いじめ』をどうとらえるか

\* 当該生徒の内面を深く傷つけ、健全な発達を阻害する、場合によっては心的外傷やいのちの危険にもつながる、重大な人権侵害であるという認識を持つ。

#### ③『いじめ』事象がおきたときは

\* 『いじめ』を受けている当該生徒の立場に立ってとらえること。

\* 我々の教育活動の課題が現れているものと考え、主体的に原因と解決方法を究明していくこと。

\* 絶対に許さず、解決に至るという強い決意でのぞむ。

\* 加害者自身も重大な発達課題を持っており、指導が当該生徒の健全な発達をも保障するものであるということをつまえて指導すること。

### <いじめ防止対策のための組織>

各組織がそれぞれの役割を果たしつつ、有機的に連携し、特に「防止」「早期発見」に重点を置いて活動すること。

#### ◎代表者会議

- ①校内研修の企画、実行
- ②相談窓口(相談室など)の環境整備
- ③情報の共有

#### ◎IFS(いじめ不登校対策)会議

- ①基本方針に基づくとりくみの実施や年間計画の作成、実施、検証。
- ②情報交換
- ③「相談室」「アンケート」等を通じた実態の把握

#### ◎生徒指導委員会

- ①情報交換
- ②指導の経過報告、状況の評価、方針化

#### ◎特別支援委員会

- ①個々の事例に関わる生徒のアセスメント
- ②個別の支援プログラムの作成